

一般競争入札公告

社会福祉法人明星会の発注する「竹の子学園空調設備改修工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年1月29日
社会福祉法人明星会
理事長 安藤 進

1. 入札内容

- (1) 工事件名 竹の子学園空調設備改修工事
- (2) 工事場所 神奈川県小田原市府川 752 番地の 5
- (3) 工事内容 竹の子学園空調設備改修工事
鉄筋コンクリート造り地上 2 階・地下 1 階建て
- (4) 工事期間 契約締結日から令和 6 年 6 月 30 日まで

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 過去に元請（共同企業体としての請負工事を除く）として請け負った工事で、鉄筋コンクリート造の冷暖房空調設置または更新工事等の施工実績があること。
- (2) 神奈川県、東京都、埼玉県及び千葉県に本店、支店もしくは営業所を置く事業者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、各自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 当法人の理事長及び理事もしくはこれらのものの親族が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業など、当法人と特別の利害関係を有する企業でないこと。
- (5) 経営不振の状態にないこと。
 - ア. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされたとき。
 - イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きを行ったとき。

ウ. 商法（明治 32 年法律第 48 号）により会社の整理又は特別清算を開始したとき。

4. 一般競争入札参加申込書および技術提案資料の提出

(1) 受付期間 公告日から令和 6 年 2 月 15 日(木)まで

(2) 受付時間 午前 10 時～午後 4 時まで

(3) 提出書類

ア. 一般競争入札参加申込書

イ. 事業提案書

ウ. 工程表（書式指定なし）

エ. 会社案内・会社経歴書・工事経歴書

オ. 担当者名刺

(4) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合 2 月 15 日(木)必着)

なお、提出書類は返却いたしません。

(5) 提出・問合せ先

社会福祉法人 明星会

〒250-0052 神奈川県小田原市府川 752-5

担当:社会福祉法人明星会 晝場・佐藤・藤澤

TEL:0465-32-7740

E-mail:jimu@takenokogakuen.jp

5. 入札参加資格審査結果通知書の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無についてメール又は郵送にて通知する。

(2) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。

ア. 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。

イ. 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

ウ. 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。

エ. 1 社で 2 通以上の入札参加申請書を提出したとき。

オ. 明らかに談合によると認められるとき。

カ. 入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 質疑及び回答

(1) 質疑提出期限 令和 6 年 2 月 7 日(水) 午後 5 時まで

(2) 質疑提出方法 法人入札担当にメールにて提出

(3) 回答方法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7. 技術審査

- (1) 事業提案等のヒアリングを行う。参加者が提出した本工事を実施する上での事業提案資料等を説明する場を設ける。
- (2) 日時 令和6年2月19日～令和6年2月22日のいずれかの日において参加者へ個別に通知する。
- (3) 場所 神奈川県小田原市府川752-5 竹の子学園ヴィーホール
- (4) 事業提案等は1社につき、明星会からの質疑応答を含め1時間以内とする。
- (5) 事業提案にあたり、予定価格・入札価格等を明らかにすることは認められない。

8. 入札

- (1) 入札書提出期間 令和6年2月19日(月)～2月29日(木)まで
- (2) 入札書提出方法 郵送または持参による(郵送の場合2月29日(木)必着)
- (3) 提出先 4(5)と同じ

9. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 令和6年3月1日(金)9時
- (2) 入札会場 神奈川県小田原市府川752-5 社会福祉法人明星会 竹の子学園内
- (3) 開札は、複数の法人役員立会いの下開封し直ちに行う。(入札者立会いの必要なし)

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、価格と品質等を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。
- (4) 落札者とすべき評価値の者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (5) 参加者が1社の場合は、予定価格の範囲内であれば落札者とする。

11. 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。
- (4) 初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ア. 入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ. 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ウ. 不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - エ. 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - オ. 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - カ. 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - キ. 次にあげる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札書の押印のないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (キ) 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がしたもの
- (7) その他
 - ア. 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
 - イ. 一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない。
 - ウ. 入札時には、当法人役員が 2 名以上立会うものとする。
 - エ. 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

12. 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。契約の履行については、発注者の指示に従うとする。
- (2) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けたものは本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (3) 契約書の作成は落札者が行うものとする。
- (4) 本工事の契約は、本法人の理事会で承認を受けた後とする。

13. その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告及び仕様書等について異議を申し立てることはできない。
- (3) 感染症流行の状況を鑑み、施設居住のご利用者様の移動を最小限に抑え、工事期間中にしっかりとした感染症対策をとること。